

# キャッシュレス・消費者還元事業

## 概要

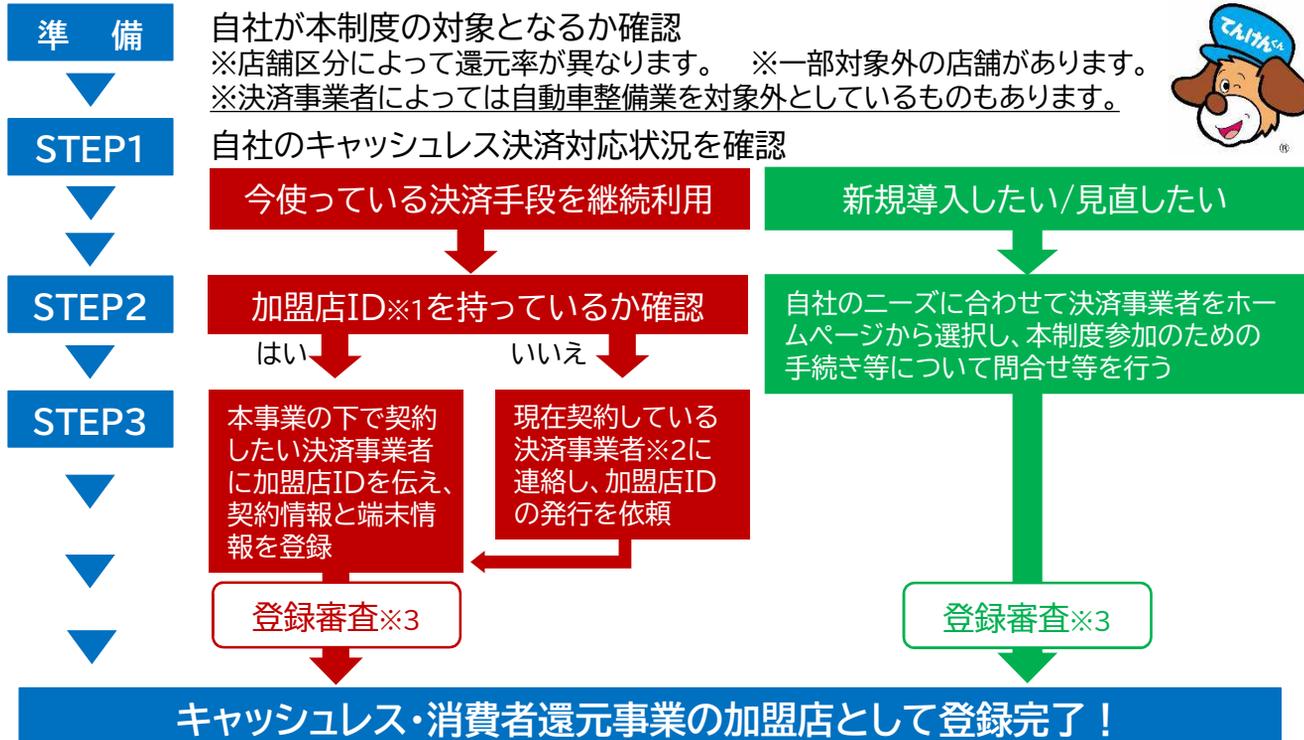
令和元年10月1日の消費税率引き上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9か月間(2019年10月から2020年6月まで)に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

- 支援内容 ○一般の中小・小規模事業者については、①消費者還元5% ②加盟店手数料率約2%以下(決済事業者へ3.25%以下への引下げを条件。更に国がその1/3を補助) ③中小企業の負担ゼロで端末導入(1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助)
- フランチャイズ等の場合は消費者還元2%(端末費用及び加盟店手数料の補助はなし)

## メリット

- ①今なら端末導入のご負担なし! ②決済手数料は3.25%以下!
- ③消費者還元で集客力UP! ④レジ締め・現金取り扱いコストを省いて業務効率化!

## 登録までのステップ



- ※1:本制度の登録時に全加盟店に割り当てられる13桁の番号です。
- ※2:複数社と契約している場合は、いずれか1社を選んで加盟店IDの発行を依頼してください。
- ※3:事務局での登録審査完了後、決済事業者を通じて「加盟店登録」と「消費者還元の開始日」が通知されます。

## ポイント

- ◆自動車(新車・中古車)の販売についてはポイント還元の対象外ですが、車検費用(自動車重量税や自賠責保険等を除く。)やオプション販売についてはポイント還元の対象となります。そのため、対象の手続きと対象外の手続きを分けて決済処理する必要があります。
- ◆本事業の登録手続き方法等については、決済事業者によって異なるため、導入したい決済事業者に対して直接相談を行ってください。

詳細はコチラ <https://cashless.go.jp/>